

平成28年度 第1回 知多市都市計画審議会 会議録

日 時：平成28年11月10日（木）午後2時00分～午後2時45分

場 所：知多市役所 3階 協議会室

出席者：委員

（市議会議員）林秀人、伊藤正治、富田一太郎、荻田信孝

（学識経験者）竹内栄道、早川昌典、清原浩、長岡俊英

（市長が特に必要と認める者）須賀恒徳、吉房瞳、井本栄子、竹内より子

市長 宮島壽男（途中退席）

事務局 立川泰造（都市整備部長）、安永明久（都市計画課長）

勝崎哲治（副課長）、松岡浩平、鳥井元将司

欠席者：委員（学識経験者）竹内義博

【事務局（都市計画課長）】

定刻になりましたので、ただいまより平成28年度第1回知多市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中を都市計画審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、都市計画課長の安永明久でございます。審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、欠席の委員さんからのご報告でございますが、竹内義博委員から欠席のご連絡がありましたので、よろしくお願いいたします。

さて、最初の会議であり、委員の皆様方におかれましては、お手数ですが、名簿の順に自己紹介をお願いいたします。

（各委員自己紹介及び事務局員照会）

【事務局（都市計画課長）】

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

（資料の確認）

不足がございましたら、事務局にお申し出ください。よろしいでしょうか。

さて、本会は、委員交替後最初の都市計画審議会であり、現在、会長職は空席となっ

ております。会長が選任されるまでの間、知多市都市計画審議会運営規程第5条により、前任の会長若しくは副会長が議長の職務を行うことになっておりますので、前会長の竹内栄道委員、審議会の進行をよろしくお願いいたします。

【臨時議長】

それでは、ご指名をたまわりましたので、ただいまより平成28年度第1回知多市都市計画審議会を開会いたします。委員のみなさま方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。

本日の出席委員は12名でございます。会議開催のための定足数である委員数の過半数に達しており、審議会は成立しております。

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録に署名していただく委員をご指名させていただきますと思います。

(議事録署名委員の指名)

それでは、ここで市長より、ごあいさつをいただきたいと思います。

【市長】

みなさま、こんにちは。ただ今、ご紹介をいただきました、知多市長の宮島壽男でございます。

本日は大変お忙しいところ、平成28年度第1回知多市都市計画審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、平素は本市行政に格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼を申し上げます。

この都市計画審議会は、本市の都市計画に関する事項を審議いただく重要な場でございます。みなさまには今年度から2年間の任期を快く就任していただき、誠にありがとうございます。

ここで、知多市のまちづくりに関する状況報告をさせていただきます。

日本全体が、人口減少社会に入り、知多市も例外ではなく、人口減少が進むと推計されております。人口減少と地域経済縮小をなんとか食い止めなければいけない。そのために「知多市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成させていただきました。政策パッケージの効果によって活力あるまちを作っていきたいと思っているところでございます。

この総合戦力を受け、他市町に人口流出しないように定住化を図る意味で、住居系の新市街地整備を八幡地区で行っていきたいと思っております。また、仕事の創出を図るため、工業系の市街地整備を新知地区及び大興寺地区で事業化に向けて関係機関と調整を進めているところであります。

そして、知多市の玄関口である朝倉駅についてですが、駅周辺をにぎわいのある都市拠点として整備をしていきたいと思っております。その関係で今年10月14日に、都市計画の専門家や交通事業者、そして地域住民の方々等のご参加をいただき、「第1回朝倉駅周辺整備計画調査検討会議」を開催させていただいたところでございます。その中で、様々なご意見をいただき基本計画の中に取り入れていきたいと思っております。最後になりましたが、今後とも都市計画行政につきまして、皆様方の貴重なご意見を参考にさせていただき進めていきたいと考えておりますので、本日のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。開会にあたりまして挨拶とさせていただきます。

【臨時議長】

ご挨拶ありがとうございました。

ここで、市長につきましては、他の所用がありますので、退席されますのでよろしくお願ひいたします。

(市長、退席)

【臨時議長】

次に、次第「1 会長の選出について」に移らせていただきます。

現在、会長席が空席となっておりますので、会長選出をお願いするわけでございますが、知多市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、「会長は委員のうちから互選により定める」となっております。互選方法について、ご提案いただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

【委員1】

指名推薦の方法をご提案させていただきます。

【臨時議長】

ただいま指名推薦の方法についてご提案いただきました。他にご意見ございませんか。

【委員】

なし

【臨時議長】

ないようですので、会長選出は指名推薦の方法で決定させていただきます。それでは会長選出について、どなたか推薦をお願いいたします。

【委員2】

商工会副会長の竹内栄道委員を推薦いたします。

【臨時議長】

ただいま私を会長職にご推薦いただきましたが、他に推薦はございませんか。

【委員】

なし

【臨時議長】

ないようですので、採決とさせていただきます。知多市都市計画審議会 会長は竹内栄道でよろしければ、拍手にてご承認をお願いいたします。

【委員全員】

(拍手)

【臨時議長】

ありがとうございます。それでは、以後は、新会長により会議を進行いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【議長】

ただいま委員のみなさまのご推薦により、本審議会の会長に就任いたしました、商工会副会長の竹内栄道でございます。本会の会長職は昨年度に引続き、2期目となりますが、本会は、知多市のまちづくりを決定する上で、重要な審議会でありますので、精一杯努めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。以上で、会長就任のあいさつとさせていただきます。

それでは、知多市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長が議長となることとなっておりますので、引続き私が議長を務めさせていただきます。

みなさまのお手元の次第に沿って議事を進めさせていただきます。

次第「2 副会長の指名について」を議題といたします。知多市都市計画審議会条例第4条第3項により、「副会長は委員のうちから会長が指名する」こととなっておりますの

で、改めて私から副会長を指名させていただきます。副会長は、早川委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

【副会長】

ただいま副会長にご指名いただきました、早川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは、みなさまのお手元の次第に沿って「3 審議」に入らせていただきます。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

【事務局（都市計画課副課長）】

議案第1号 知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）について、ご説明いたします。お手元の議案第1号をご覧ください。

本議案は、知多市決定の都市計画の変更です。都市計画生産緑地地区の面積を19.1ヘクタールに変更するものです。

次に理由でございますが、市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり、生産緑地地区を指定しておりますが、同法第14条の生産緑地地区における制限の解除が行われたもの及び公共施設の敷地に供されたものについて、一部の区域を変更するものです。

議案の詳細につきましては、次の資料1でご説明いたしますので、ご覧ください。はじめに生産緑地地区の概要についてご説明いたします。

1の生産緑地地区についてですが（1）生産緑地とは、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に伴う緑地機能に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的としております。

次に（2）生産緑地地区の指定要件は、現に農林漁業の用に供されている農地等であって、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

1つ目は、アの「公害や災害を防止したり、都市の環境の確保に効用があつて、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。」2つ目は、イの「面積が一団で5

00平方メートル以上であること。」3つ目は、ウの「農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。」です。

次に、(3)生産緑地地区内における行為の制限ですが、生産緑地地区内は、農地等として管理することを義務づけられておりますので、建築物等の建築や土地の形質の変更などは、原則としてできません。以上が生産緑地地区に関する概要です。

続きまして、今回の変更内容についてご説明いたします。

2の「変更する生産緑地地区の面積内訳と理由」について右ページの表をご覧ください。今回は5地区で9件あります。

1件目及び2件目の位置及び区域については、お手元の資料2に黄色で表示してある区域ですので、あわせてご覧ください。

1件目の団地番号「2-34」は八幡字荒古前地内の一団地で、変更前の面積1,117平方メートルをすべて除外するものです。カッコ内は、筆数をお示ししております。変更理由は、主たる従事者の死亡による買取り申出の買取り及びあっせんの不成立によるものです。

2件目の団地番号「7-2」は寺本新町一丁目地内の一団地で、変更前の面積732平方メートルをすべて除外するものです。変更理由は、主たる従事者の死亡による買取り申出の買取り及びあっせんの不成立によるものです。

3件目から6件目は同一所有者からの申出に基づく変更案件となりますので、まとめてご説明いたします。位置及び区域については、お手元の資料3をご覧ください。

3件目の団地番号「8-2」は新知字下森地内の一団地で、変更前の面積652平方メートルをすべて除外するものです。

4件目の団地番号「8-3」は新知字門田地内の一団地で、変更前の面積987平方メートルをすべて除外するものです。

5件目の団地番号「8-4」は新知字南惣作地内の一団地で、変更前の面積635平方メートルをすべて除外するものです。

6件目の団地番号「8-5」も同じく南惣作地内の一団地で、変更前の面積605平方メートルをすべて除外するものです。

以上4件の変更理由は、主たる従事者の死亡による買取り申出の買取り及びあっせんの不成立によるものです。

7件目の位置及び区域については、お手元の資料4をご覧ください。

団地番号「11-7」は八幡字勘右エ門沢地内の一団地で、変更前の面積611平方メートルのうち、30平方メートルを除外するものです。変更理由は、「公共施設の敷地となったことによる」としてありますが、これについて、詳しくご説明いたします。

資料6をご覧ください。生産緑地地区内における行為の制限について記述のある生産緑地法第8条1項と4項の条文を抜粋してあります。

通常、生産緑地地区内では生産緑地法の規定により農林漁業等以外の土地利用が厳しく制限されており、法第8条1項に基づき市町村長の許可を得なければ、土地の造成や建築行為が原則としてできません。しかし、ただし書きで「生産緑地地区内における公共施設等の設置若しくは管理等については、この限りではない」としており、法第8条4項により、このような行為をしようとするものはあらかじめ市町村長へ通知をすれば良いことになっております。本件は、八幡字勘右エ門沢地内で宅地開発の計画があり、開発許可基準を満たす道路を整備するためには、生産緑地が支障となりました。そこで事業者は事前に土地所有者の承諾を得て法第8条4項に基づいて知多市長へ通知を行い、開発が完了した平成28年6月から道路として供用開始をしており、その後、県と都市計画変更に関する協議を進めてきたところです。

8件目及び9件目は同一所有者からの申出に基づく変更案件となりますので、まとめでご説明いたします。位置及び区域については、お手元の資料5をご覧ください。

8件目の団地番号「16-16」は大草字東屋敷地内の一団地で、変更前の面積611平方メートルをすべて除外するものです。

9件目の団地番号「16-34」は大草字中道筋地内の一団地で、変更前の面積1,387平方メートルのうち、591平方メートルを除外するものです。以上2件の変更理由は主たる従事者の故障により買取り申出を受付しましたが、買取り及び斡旋の不成立によるものです。

以上、9団地の除外面積は合計5,960平方メートルで、除外する団地数は7団地、残りの2団地は一部解除のため、団地の指定自体は解除されません。なお、解除される筆数の合計は17筆となります。

次に資料1の左ページの3の「生産緑地地区指定状況表（平成28年12月予定）」ですが、1行目の生産緑地地区面積は、平方メートル単位では変更前の196,649平

方メートルから今回除外する面積の合計5,960平方メートルを差し引きすると、190,689平方メートルになります。なお、生産緑地地区の面積はヘクタール単位で表示しますので、変更後の面積は、四捨五入をして19.1ヘクタールとしております。

2行目の生産緑地地区一団の数は、変更前の141団地から、今回変更となる9団地のうち7団地が減となり、変更後は134団地となります。

3行目の筆数ですが、今回の変更で500筆から合計17筆の減で483筆となります。

4行目の市街化区域内農地面積は10月末日現在の総面積から、0.6ヘクタール減の、67.8ヘクタールに、また、5行目の市街化区域内農地面積Bに対する、生産緑地面積Aの割合は、B分のAで28.2^{ぶん}パーセントとなります。

資料7をご覧ください。営農継続が不可能となった場合の生産緑地の買取り申出に係る手続きと、都市計画の変更に関する手続きをまとめたものです。手続きフロー図の下段、「都市計画の変更手続き」をご覧ください。まず、市は都市計画変更案の作成を行い、内容について県と事前協議をしたのち、変更案の公告縦覧を2週間行います。現在は、その次の「市都市計画審議会」の段階でございまして、本審議会の可決を受けて、再度県と協議を行い、都市計画変更の告示をもって生産緑地地区の除外となります。

最後に、本日、お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。本案件につきましては、10月7日から10月21日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしましたが、縦覧者、意見書の提出ともにございませんでした。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【議長】

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第1号「知多都市計画 生産緑地地区の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

(挙手)

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

【議長】

以上ですべての議案の審議が終了いたしましたので、事務局が答申案をお配りいたします。しばらくお待ちください。

(事務局、答申案を配布)

【議長】

ただいま、事務局が答申案を配布いたしましたとおり、議案第1号につきましては、「原案のとおり可決」ということで、委員を代表いたしまして会長の私から、後日市長に答申いたしますのでよろしくお願い申し上げます。以上で審議事項については、終了させていただきます。

続きまして、次第「4 その他」に移ります。

【事務局（都市計画課副課長）】

事務局より、お知らせが3点ございます。

1点目は「第6回市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画（区域区分）の見直しについて」です。資料8をご覧ください。

区域区分とは、既に市街地が形成されている区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域として区分することで、これを線引きといいます。

本市では、昭和45年に最初の線引きが行われてから、愛知県が主導する県内全体の同時見直しである、線引き総見直しを5回経て、平成28年3月31日現在で、市街化区域は1,979ヘクタールとなっています。

愛知県では、平成12年の第3回線引き総見直し以降、概ね10年ごとに総見直しを行っていますが、人口減少、超高齢社会の到来などの社会環境の変化に的確に対応するため、平成32年に予定されていた第6回線引き総見直しの手続きを前倒して行うこととしました。次回、第6回線引き総見直しを平成30年度に予定しており、現在見直し箇所を検討しているところです。

今後の手続きとして、市が見直し箇所を検討したのち、県との下打合せを経て、都市計画の案を作成し、本会にてみなさまにご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

引き続き2点目、「知多信濃川東部地区及び知多新南地区における土地区画整理事業について」ご報告いたします。

資料9をご覧ください。市では、平成32年を目標年次として、まちづくりの基本的な方針となる知多市都市計画マスタープランを策定し、これに沿って計画的な市街地整備を進めております。従来、市では土地区画整理事業を行いたいという地権者の意向がまとまってきた地区から優先的に市街地整備の支援を行っているところです。近年、市のマスタープランに位置付けられた市内2つの地区で、地権者からの要望を受けたため、現在、八幡地内の知多信濃川東部地区で住居系、新知地内の知多新南地区で工業系の新市街地形成に向けた整備計画の作成、関係機関との協議を進めております。

それでは、それぞれの地区の事業概要についてご説明いたします。知多信濃川東部地区は、二級河川信濃川と準用河川野崎川にはさまれ、名鉄常滑線寺本駅から徒歩約10分圏内の生活利便性の高い場所に位置しており、事業施行面積は11.8ヘクタールを予定しております。現況は田を中心とした市街化調整区域内の農地となっております。土地区画整理事業施行のためには、市街化区域への編入が条件となるため、隣接する既存の市街化区域と一体的かつ整形な区域となるよう配慮し、15.2ヘクタールを編入する予定です。周辺の市街地と調和した良好な住環境の形成を基本とし、都市計画道路東海知多線沿道には商業街区を整備する計画としております。

次に、知多新南地区ですが、国道155号・247号バイパス（通称、西知多産業道路）の長浦インターチェンジに近接する高台の地区で、事業施行面積は20.2ヘクタールを予定しております。現況は畑を中心とした市街化調整区域内の農地となっております。知多信濃川東部地区と同様に、隣接する知多市消防本部を含み、概ね成形な区域となるよう配慮し、21.9ヘクタールを編入する予定です。自動車専用道路のインターチェンジに近接する交通条件を活かして、周辺の住環境に配慮しながら製造・物流の企業誘致を目指し、既成市街地と隣接する部分には、従業者の住宅用地等を整備する計画としております。これまで市では、事業の概略設計、事業区域を確定する地区界測量、そして測量成果に基づく詳細設計を実施しており、その成果となる事業計画をもって愛

知県関係各課をはじめとする、都市・農地・環境部局等との調整を進めているところで、今年度は両地区ともに、土地区画整理事業認可に必要な申請図書の作成を進めており、これをもって関係地権者への説明会を開催し、愛知県関係各課との事前協議を行う予定です。なお、大興寺地区については、土地区画整理事業ではなく、他の手法での整備を予定しています。

最後に、1点お願い申し上げます。みなさまに委員就任を依頼した際にお渡しした資料の中に、大規模災害時における本審議会の臨時招集に関する文書を同封しております。昨今、東海エリアでは、南海トラフにおいて、想定外の被害をもたらす連動型の巨大地震の発生が懸念されております。本市におきましても、強い揺れによる建物の倒壊、市街地における大規模火災の発生、緊急輸送路となる交通網の分断などの被害が発生する恐れがございます。大規模災害時の混乱に対応し、早期にまちを復興するためには、都市計画による復興市街地整備計画や、道路・公園等の都市施設の都市計画決定により、復興の方針を市民に示すことが有効と考えられますが、そのためには、都市計画審議会における審議および議決が必要となります。従いまして、発災後、審議会を開催する態勢が整った段階で委員のみなさまを招集させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

一方、大地震等の発生直後には、市民生活への大きな混乱が予想され、本審議会の招集も困難になるものと思われれます。知多市都市計画審議会条例第5条3項では、「審議会は、委員および議事に関係のある臨時議員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。」とされております。

市といたしましても、臨時の審議会の開催場所、委員のみなさまへの通知の方法等を検討してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

引続き今後の予定ですが、今年度の都市計画審議会につきましては、今のところ案件はなく、第二回の開催予定はございません。

最後に、本日の会議の議事録につきましては、さきに指名させていただきました委員の方にご確認、ご署名いただき、ホームページで公表してまいりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。事務局からのお知らせは以上でございます。

【議長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員3】

ただ今、ご説明いただいた中で「総見直し」という言葉がありましたが、「総見直し」について、詳細を教えてくださいたいと思います。

【事務局（都市計画課副課長）】

市街化区域、市街化調整区域の決定・変更については、概ね10年ごとに県内全体で行われる「総見直し」と、個別の事業に併せて市町村が主導して行う「随時見直し」があります。

「総見直し」では、良好な住環境等を整備する具体の事業計画が確実にになった区域、新市街地型や既に一定の都市基盤整備が完了した地域、既成市街地型を市街化区域へ編入するほか、現に市街地が形成されておらず、今後10年間に計画的な市街地整備を行わないと判断される土地の区域を市街化調整区域に編入いわゆる逆線引きします。また、線引き制度と合わせて市街化区域内の土地利用を規制・誘導する「用途地域」についても見直しを行います。このように、将来の土地利用の在り方を考慮したうえで、規制の緩和・強化を行うものです。

【議長】

ありがとうございます。他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員4】

一点ご質問いたします。土地区画整理事業とは、どのようなものなのかご説明をお願いします。

【事務局（都市計画課副課長）】

公共施設の整備改善と宅地利用の増進を図るため、土地区画整理法に従って行われる土地の形質の変更のことです。自動車及び歩行者の支障にならない幅員の道路、一定の面積を有する公園、雨水の河川への流出を調整する調整池等の整備水準を満たす必要があります。事業主体は一般的に、市町村による場合と、地権者が組織する土地区画整理組合による場合があります。知多市では従来、地区ごとに市街地整備に関する地権者の意向がまとまった地区について、組合事業を市がサポートする形で事業を実施しております。

【議長】

ありがとうございます。他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員5】

先ほど市長から、朝倉駅の検討会議が行われたという発言がありましたが、どのような期間、どのような方が検討されているのか、また、市役所や警察署を含めた範囲で計画をされているのか、この「総見直し」とは関わりがあるのかを教えてください。

【事務局（都市計画課副課長）】

検討区域につきましては、市役所を含め駅前及び保健センターまでの区域で、約10haを考えております。また、様々なゾーンに分かれており、用途変更の必要性もあることから、この審議会で審議していただく案件にあがってくる予定でございます。

【事務局（都市計画課長）】

補足説明させていただきます。

駅周辺計画の検討会議ということで、朝倉駅前につきましては、リニア開通や、西側に建設予定されている西知多道路との兼ね合いもありますが、概ね10年を目標にやっていきたいと思っております。計画につきましては、何十年来、いろんな形で検討を進めて参りましたが、近年すべての土地が知多市所有になったこともあり、なんとかにぎわいのある拠点としていきたいということで、今年と来年の2年間でみなさまの意見もいただきながら、どういう形のものにしていくか、基本的な方針を作成し、それに肉付けをしていく予定であります。

メンバーとしては、有識者ということで、座長は名城大学の野教授に就いていただいております。野教授は、知多市の総合計画やマスタープラン策定にも参画していただいております。知多市を大変よく知っておられる方でございます。行政関係としましては、知多建設事務所の道路整備課長、今日お見えになっている知多警察署からは、交通課長もご参画いただきご意見をいただいております。また、地元コミュニティの会長、民間の各団体にもメンバーに入ってください、様々な意見をいただきながら方針案を作っていくと考えております。

エリアにつきましては、北は知多市役所から南は保健センターまでを考えております。エリア内には知多警察署がございますが、今回の検討対象には含めておりません。面積は約10haありまして、大きな道路により3区分に分かれております。現在、市役所があるエリア、駅前駐車場があるエリア、保健センターがあるエリアの3か所に分けて検討していきたいと考えております。今まで様々な検討をしてきた中で、現在の状況は

どうなのかを再度確認し、10月14日の会議では、整備案をご提示させていただきました。ご提案させていただいた内容につきましては、現在の市役所周辺は、商業と交流にぎわいゾーンということで、そのエリアには商業や医療、子育て支援施設、文化施設。駅前周辺は、交通結節点になりますので、現在はロータリーと駐車場しかございませんが、駅前の広場、市役所建て替え用地、他の行政の施設、商業施設、駐車場、ホテル等。南のエリアは静かなほうに向かっていくということで住宅ゾーンで、マンションはどうかということたたき台としてご説明をさしあげております。今後これに肉付けを行いみなさまのご意見等をいただいて、計画を進めていきたいと考えております。

市としては、資源がない時代でありますので、できるだけ民間の活力・事業費を入れることで市民の方に負荷が掛からない形でにぎわいのあるエリアを作っていきたいと思っております。

また、先ほどご説明しましたが、土地利用の規制もありますので、その中で、なるべく有意義に高度利用を行い、人がたくさん集まるような場所にしたいと考えており、そういう土地利用に関する変更が出てくると思います。その時には、この都市計画審議会でご審議していただくことになりますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

【議長】

ご丁寧なご説明ありがとうございました。朝倉駅周辺の検討会議について、ホームページなどで掲載はされていますか。

【事務局（都市計画課長）】

議事録や概要版の資料を作成中でして、それができ次第ホームページに掲載する予定でございます。

【議長】

朝倉駅周辺整備検討会議の今後の予定等はわかりますか

【事務局（都市計画課長）】

予定ですが、全体で5回を予定しております。今年度は、年明けに第2回の検討会議で案を検討していただき、来年度の3回のうち、最後の第5回で市に対し、ご提言いただく予定であります。

【議長】

ありがとうございます。他にございませんか。

ないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は、ご熱心なご審議と進行へのご協力をいただきまして、ありがとうございました。

終わりに、事務局、何かございますか。

【事務局（都市計画課長）】

事務局から一言、お礼を申し上げます。

竹内会長におかれましては、長時間に渡り、議事の進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、熱心なご審議ありがとうございました。

今後の本市、都市計画につきましても、皆様方のご支援をお願いし、本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。